

◎標準例一覧

非 違 行 為 の 類 型	免職	停職	減給	戒告
1 一般服務関係				
(1) 欠勤				
ア 10日以内			●	●
イ 11日以上20日以内		●	●	
ウ 21日以上	●	●		
(2) 遅刻・早退				●
(3) 虚偽の休暇取得			●	●
(4) 勤務態度不良		●	●	●
(5) 職場内秩序を乱す行為				
ア 暴行による		●	●	
イ 暴言による			●	●
(6) 虚偽報告			●	●
(7) 違法な職員団体活動				
ア 同盟罷業、怠業その他の争議行為又は怠業的行為			●	●
イ 違法な行為の企て、その遂行の共謀、そそのかし、あおり	●	●	●	
(8) 秘密漏えい				
ア-1 故意の秘密漏えい	●	●		
ア-2 ア-1で自己の不正な利益を図る目的	●			
イ 情報セキュリティ対策のけ怠による秘密漏えい		●	●	●
(9) 個人情報の目的外収集・利用			●	●
(10) 政治的行為の制限違反				
ア 政治的行為			●	●
イ 政治的行為を行うよう求める等の行為		●	●	
ウ 公務員の地位を利用した選挙運動	●	●		
(11) 営利企業への従事等			●	●
(12) セクシュアル・ハラスメント				
ア-1 暴行・脅迫を用いたわいせつ行為	●	●		
ア-2 上司・部下等の関係を用いたわいせつな行為等	●	●		
イ-1 相手の意に反して繰り返したわいせつな言辞等の性的な言動		●	●	
イ-2 イ-1で相手が強度の心的ストレス重積による精神疾患に罹患	●	●		
ウ 相手の意に反してわいせつな言辞等の性的な言動			●	●
(13) パワー・ハラスメント				
ア 著しい精神的又は身体的な苦痛を与えたもの		●	●	●
イ 指導、注意等を受けたにもかかわらず、繰り返したもの		●	●	
ウ 強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させたもの	●	●	●	
(14) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント				
ア 著しい精神的又は身体的な苦痛を与えたもの		●	●	●
イ 指導、注意等を受けたにもかかわらず、繰り返したもの		●	●	
ウ 強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させたもの	●	●	●	

◎標準例一覧

非 違 行 為 の 類 型		免職	停職	減給	戒告
(15) その他のハラスメント					
	ア 著しい精神的又は身体的な苦痛を与えたもの		●	●	●
	イ 指導、注意等を受けたにもかかわらず、繰り返したもの		●	●	
	ウ 強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させたもの	●	●	●	
(16) 入札談合等に関与する行為		●	●		
(17) 収賄		●	●		
(18) コンピュータの不適正利用			●	●	●
(19) 事務処理の不適正			●	●	●
2 公金公物取扱い関係					
(1) 横領		●			
(2) 窃取		●			
(3) 詐取		●			
(4) 紛失					●
(5) 盗難					●
(6) 公物損壊				●	●
(7) 失火					●
(8) 給与、旅費等の違法支払・不適正受給				●	●
(9) 公金公物処理不適正			●	●	●
3 公務外非行関係					
(1) 放火		●			
(2) 殺人		●			
(3) 傷害			●	●	
(4) 暴行・けんか				●	●
(5) 器物損壊				●	●
(6) 横領					
	ア 横領	●	●		
	イ 遺失物等横領			●	●
(7) 窃盗・強盗					
	ア 窃盗	●	●		
	イ 強盗	●			
(8) 詐欺・恐喝		●	●		
(9) 賭博					
	ア 賭博			●	●
	イ 常習賭博		●		
(10) 麻薬等の所持等		●			
(11) 酩酊による粗野な言動等				●	●
(12) 淫行		●	●		
(13) 痴漢行為			●	●	
(14) 強制わいせつ行為		●	●		
(15) 盗撮行為			●	●	

◎標準例一覧

非 違 行 為 の 類 型	免職	停職	減給	戒告
4 飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係				
(1) 飲酒運転				
ア 飲酒運転	●			
イ 飲酒運転で所属長への報告を怠る	●			
ウ 飲酒運転同乗、飲酒運転を知らずながら飲酒を勧める	●	●	●	
(2) 飲酒運転以外での交通事故(人身事故を伴うもの)				
ア-1 死亡、重篤な傷害	●	●	●	
ア-2 ア-1で措置義務違反	●	●		
イ-1 傷害			●	●
イ-2 イ-1で措置義務違反		●	●	
(3) 交通法規違反(飲酒運転以外)		●	●	●
5 監督責任関係				
(1) 指導監督不適正			●	●
(2) 非行の隠ぺい、黙認		●	●	

※ 標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものである。

※ 懲戒処分には当たらない場合であっても、訓戒等の処分を行うこともある。

※ 個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる量定以外とすることもある。